

議案第 61 号

松阪市議会議員及び松阪市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

松阪市議会議員及び松阪市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 5 月 30 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市議会議員及び松阪市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

松阪市議会議員及び松阪市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。